

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 22) (法人住民税：義、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 22) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】	【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間：5年間 償却限度額：機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興法第9条の2、第16条</li> <li>・租税特別措置法第12条、第45条、 旧第68条の27（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正要望における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行）</li> <li>・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9</li> </ul>	
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年5月～8月 分析対象期間：令和元年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超）</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超）</p>	

		<p>平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 (2,300万円超)</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ (機械等14/100→13/100)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長 (機械等12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 (機械等12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 (2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長 (機械等11/100→10/100) 旅館業の追加 (半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区: 建物等7/100)</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業: 建物等7/100→6/100 2,000万円超)</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000万円超→500万円以上)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間 (令和5年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法 (昭和60年法律第63号) (抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域 (架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。) について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生</p>

活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(農林水産業の振興)

第13条の2 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

○農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂)

## II 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

## III 政策の展開方向

### 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。

また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。

(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。(略)

○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

### 3. 農村の振興に関する施策

#### (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

##### ① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

(略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。

##### ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

		<p>農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。</p> <p>また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある商品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(測定指標) ①半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)</p> <p>※社会増減率：社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p>

		<p>②半島地域における平均課税対象所得額の対前年度比を毎年度1.000超とする。</p> <p>※半島地域における平均課税対象所得額は下記の算出方法で推計を行う。</p> <p>半島地域における課税対象所得金額（総額）／半島地域における納税義務者数＝半島地域における平均課税所得額（出展：「市町村別課税状況等の調（総務省）」）</p> <p>（参考指標）</p> <p>本特例措置を適用した企業の新規雇用者180人/年※の確保を参考指標として掲げる。</p> <p>※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。</p> <p>これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>														
10 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" data-bbox="595 1144 1409 1314"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1,565</td> <td>1,619</td> <td>1,727</td> <td>1,498</td> <td>1,661</td> <td>1,431</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)										
適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431										

② 適用額

【適用額】

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,572	1,774	1,502

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。

※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。

※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。

※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

※ 算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	406	399	421	365	405	348
法人住民税	16	13	29	26	28	24
法人事業税	18	23	29	26	28	24
計	440	435	479	417	461	396

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度及び令和2年度の法人住民税・邦人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を採用。

※ 令和3年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各

業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

※ 算定根拠については別紙参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【社会増減率】

単位：％

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
増減率	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

※ 算定根拠については、別紙参照。

就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和2年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.91と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置により就業先の確保を行い、UJI ターンによる定住人口増を図っていく。

また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【新規雇用者数】

単位：人

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
新規 雇用者数	270	168	123	175	215	275

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度～令和3年度の新規雇用者数は関係道府県に対する聞き取り結果を集計した値。

※ 令和4年度～令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 算定根拠については、別紙参照。

本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。

本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措置対象業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考えられる。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(67百万円(令和4年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月



半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.509	-0.540	-0.584	-0.623
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.526	-0.533	-0.542
政策目標(A)／(B)	1.06	1.10	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,695,769	3,437,054	3,178,338	2,919,623
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-19,691	-19,964	-20,076	-19,814
新規雇用者数	33	117	80	104	233	120	270	168	123	175	215	275
効果の割合	0.17%	0.58%	0.36%	0.50%	1.12%	0.55%	1.15%	0.88%	0.62%	0.88%	1.07%	1.39%

人口・社会増減数・新規雇用者数の推計値、平成25年から5年間と、直近(前年までの)5年間の平均値の増減率を前年の数に乗じて得た。  
効果の割合： 新規雇用者数が社会増減数に占める割合

※ 令和3年の人口は令和4年8月に発表予定のため推計値

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,565	1,619	1,727
	適用額（百万円）	1,748	1,721	1,815
	減収額（百万円）	406	399	421
うち 新規	適用件数（件）	519	353	272
	適用額（百万円）	309	153	130
	減収額（百万円）	72	36	30

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

○適用見込み

	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,498	1,661	1,431
	適用年次終了分（件）	486	80	459
	適用額（百万円）	1,572	1,744	1,502
	減収額（百万円）	365	405	348
うち 新規	適用件数（件）	257	243	229
	適用額（百万円）	270	255	241
	減収額（百万円）	63	59	56

※令和4年度～令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

- ・令和4年度見込み

<適用件数>

㊦ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 272 \times ( -5.4 / 100 + 1 ) \} \doteq 257$$

{ 令和3年度新規適用件数 × ( 平成29年度から令和3年度の新規適用件数の平均増減率 (%) / 100 + 1 ) }

㊦ 平成29年度から令和3年度の新規適用件数の平均増減率 (%) は以下の各年度前年比から算出；-5.40  
各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

平成29年度新規適用件数:39 (前年度45 → 増減率:-13.3(前年度比:86.7))

平成30年度新規適用件数:43 (前年度39 → 増減率:10.3(前年度比:110.3))

令和元年度新規適用件数:41 (前年度43 → 増減率:-4.7(前年度比:95.3))

令和2年度新規適用件数:26 (前年度41 → 増減率:-36.6(前年度比:63.4))

令和3年度新規適用件数:34 (前年度26 → 増減率:30.8(前年度比:130.8))

$$\{ ((-13.3+100) \times (10.3+100) \times (-4.7+100) \times (-36.6+100) \times (30.8+100))^{(1/5)} \} - 100$$

(件数は関係道府県に聞き取った結果)

<適用額>

㊦ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 1,815 \text{ (百万円)} / 1,727 = 1.05 \text{ (百万円)}$$

$$\text{令和4年度適用見込額} : 1.05 \text{ (百万円)} \times 257 = 269 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : \text{令和3年度適用額 (計)} / \text{適用件数 (計)}$$

$$\text{令和4年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (令和3年度)} \times \text{令和4年度適用見込件数}$$

<減収額>

㊦ 適用額に税率を乗じて算出

$$* \text{減収額} : \text{適用額 } 1,572 \text{ 百万円} \times \text{税率 } (23.2\%) = 365 \text{ 百万円}$$

- ・令和5年度、令和6年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

㊦ 令和4年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

- ・令和4年度～令和6年度見込み

<適用件数>

㊦ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

過年度の適用年次終了件数 : 3年度適用件数 × { ( 100+平均(相乗平均)増減率) / 100 } ^ 残余年数

令和4年度適用終了分

$$\rightarrow \text{平成29年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 486 \quad (\text{実績値})$$

令和5年度適用終了分

$$\rightarrow \text{平成30年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 97 \times \{ (100 + \text{平成30年度} \sim \text{令和3年度の平均増減率 } -17.2 / 100) \} : 81$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-26.3+100) \times (-15.9+100) \times (-8.5+100) \}^{(1/3)} - 100$$

令和6年度適用終了分

$$\rightarrow \text{令和元年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 554 \times \{ (100 + \text{令和元年度} \sim \text{令和3年度の平均増減率 } -8.6 / 100) \}^2 : 460$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-12.7+100) \times (-4.3+100) \}^{(1/2)} - 100$$

<適用額>

㊦ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (令和3年度)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

<減収額>

㊦ 適用額に税率を乗じて算出

○減収額

年度		令和元年度	令和2年度
法人税	法人税適用額（百万円）A	1,748	1,721
	法人税減収額（百万円）B	406	399
	法人住民税		
法人県民税	法人税割標準税率（%）C	3.2	1.0
	適用額（百万円）A×C	1,748	1,721
	減収額（百万円）実績	4	2
	法人市町村民税		
法人市町村民税	法人税割標準税率（%）C	9.7	6.0
	適用額（百万円）A×C	1,748	1,721
	減収額（百万円）実績	12	11
合計	減収額（百万円）	16	13
	法人事業税		
法人事業税	標準税率（%）C	6.7	7.0
	適用額（百万円）A×C	1,748	1,721
	減収額（百万円）実績	18	23
合計	減収額（百万円）	440	435

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法人税	法人税適用額（百万円）A	1,815	1,572	1,744	1,815
	法人税減収額（百万円）B	421	365	405	348
	法人住民税				
法人県民税	法人税割標準税率（%）C	1.0	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A	1,815	1,572	1,744	1,815
	減収額（百万円）B×C	4	4	4	3
	法人市町村民税				
法人市町村民税	法人税割標準税率（%）C	6.0	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A	1,815	1,572	1,744	1,815
	減収額（百万円）B×C	25	22	24	21
合計	減収額（百万円）	29	26	28	24
	法人事業税				
法人事業税	標準税率（%）C	7.0	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A	1,815	1,572	1,744	1,815
	減収額（百万円）B×C	29	26	28	24
合計	減収額（百万円）	479	417	461	396

※ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

※ 減収額： 法人税減収額 × 法人税割

(例：令和3年 法人県民税 421 × 1.0 % = 4 (百万円)  
 法人市町村民税 421 × 6.0 % = 25 (百万円)  
 法人事業税 421 × 7.0 % = 29 (百万円)

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村民税については6.0%である。  
 法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。